平成２４年（フ）第１８３号
三重県鈴鹿市三日市２丁目19番20号　ぷれじおアルフィー２Ｆ
債務者　山内　　広
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８８号
三重県鈴鹿市三日市１丁目17番12号　エクセラン三日市１―Ｄ
債務者　シルバ　ロナルドこと　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＲＯＮＡＬＤＯ　ＰＥＲＥＩＲＡ
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７４号
三重県名張市赤目町檀24番地１　サンプラザ101号、前住所三重県名張市赤目町すみれが丘88番地
債務者　中村　勝彦
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第７５号
三重県名張市赤目町すみれが丘88番地
債務者　中村　加奈
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第７６号
三重県伊賀市愛田978番地
債務者　赤畠和代こと　郭　　和代
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第７７号
三重県名張市梅が丘北２番町263番地
債務者　櫻田　　宏
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１５６号
滋賀県彦根市後三条町611番地２
債務者　鈴木　淳子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１６６号
滋賀県彦根市平田町751番地３コーポ木戸口31号、主たる営業所の所在地滋賀県米原市磯2137
債務者　堀川工業所こと　堀川　勇治
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２６６号
兵庫県伊丹市北野６丁目44番地９アドザックス北野Ｄ―101号
債務者　佐々木伸子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４８７号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目11番30―222号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町１丁目６番６号山口ニューハーモニー503号
債務者　溝渕　光啓
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７２号
兵庫県西宮市甲子園浦風町10番22―206号
債務者　ちぼりこと　加藤喜久栄
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２８号
兵庫県洲本市海岸通２丁目３番11号
債務者　夛田　弘子
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第６４号
鳥取県米子市旗ヶ崎４丁目７番14号
債務者　岡野　都志
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第８５号
鳥取県米子市安倍550番地５
債務者　三島　武史
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１０４号
広島県尾道市因島中庄町767番地１　県営室屋住宅１号館104号
債務者　大西　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第６４５号
北九州市八幡西区友田２丁目２番10―306号
債務者　山根みゆき
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３０号
宮崎県都城市姫城町35街区10号　シティハイツ姫城Ｂ―16
債務者　茶木　麻由
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部